報道資料

くらしの中に 総務省

MIC Ministry of Internal Affairs and Communications

令和５年11月１日
公害等調整委員会

鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律の施行等に関する規則の一部を改正する規則案についての意見募集の結果及び改正規則の公布

公害等調整委員会は、鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律の施行等に関する規則の一部を改正する規則案について、令和５年９月５日（火）から同年10月４日（水）までの間、意見募集を行いました。その結果、１件の意見の提出がありましたので、提出された意見及びそれに対する公害等調整委員会の考え方を公表します。

１　制定等の背景

令和４年６月にデジタル臨時行政調査会において「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」が決定され、代表的なアナログ規制の７項目について見直しの基本的な考え方が示されました。

鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律の施行等に関する規則（昭和26年土地調整委員会規則第２号。以下「土地利用調整規則」という。）第１条の４ただし書きでは、公害等調整委員会又は裁定委員会の公示に係る掲示場での掲示について定めており、当該アナログ規制の７項目のうち「書面掲示規制」に該当し見直しが必要であるため、土地利用調整規則の一部改正を行うものです。

２　意見募集の結果

令和５年９月５日（火）から同年10月４日（水）までの間、意見募集を行ったところ、１件の意見の提出がありました。提出された意見及びそれに対する公害等調整委員会の考え方は別紙のとおりです。

３　規則の公布

本意見募集の結果を踏まえて、「鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律の施行等に関する規則の一部を改正する規則」を本日公布しました。なお、本規則は公布の日から施行されます。

４　資料の入手方法

資料は、総務省ホームページ（https://www.soumu.go.jp）の「報道資料」欄に、本日14時を目途に掲載するほか、末尾の連絡先窓口において閲覧に供するとともに配布します。また、e-Gov（https://www.e-gov.go.jp）の「パブリックコメント」欄にも掲載します。

＜連絡先＞
公害等調整委員会事務局総務課
担当：吉澤課長補佐、多田係長
電話：03-3503-8591（直通）
E-mail：kouchoi_atmark_soumu.go.jp
※スパムメール防止のため@を「_atmark_」としております。メールをお送りになる際には、「_atmark_」を@に直してください。